

## 都留市の給与・定員管理等について

### 1 総括

#### (1) 人件費の状況（普通会計決算）

区 分	住民基本台帳人口 (22年度末)	歳 出 額 A	実質収支	人 件 費 B	人件費率 B/A	(参考) 21年度の人件費率
22年度	人 31,947	千円 12,512,785	千円 458,791	千円 2,136,623	% 17.1	% 18.7

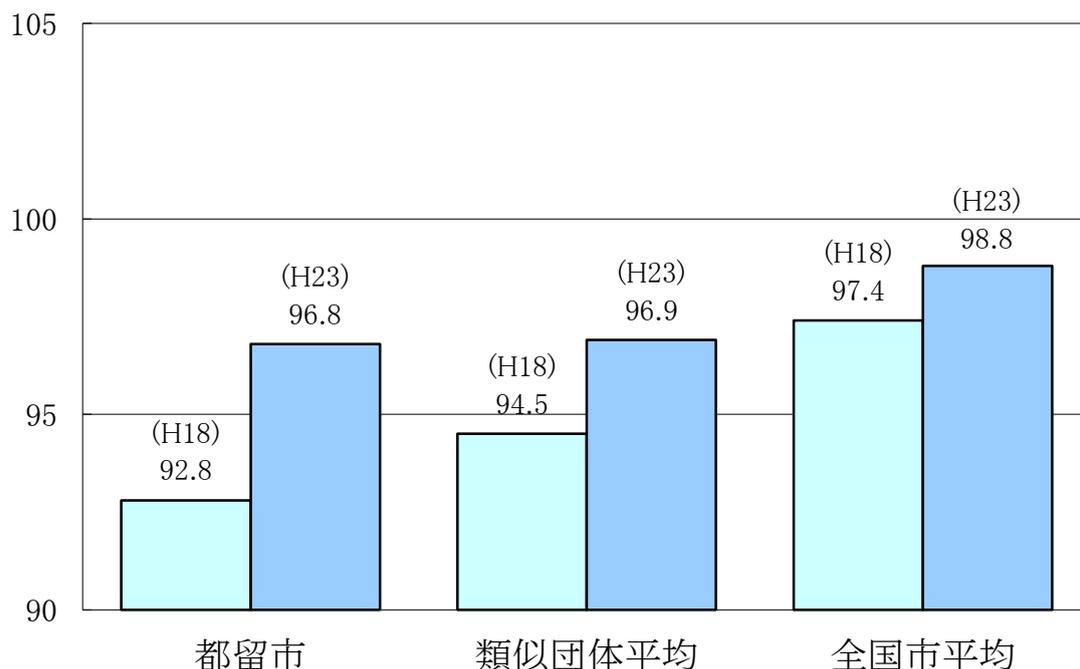
(注) 人件費には議員報酬手当・委員等報酬及び市長等特別職の給与を含みます。

#### (2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区 分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A	(参考)類似団体平均 一人当たり給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
22年度	人 240	千円 787,224	千円 134,253	千円 281,294	千円 1,202,771	千円 5,012	千円 5,769

- (注) 1 都留文科大学の教員を含みません。  
 2 職員手当には退職手当を含みません。  
 3 職員数は、平成22年4月1日現在の人数です。

#### (4) ラスパイレス指数の状況（各年4月1日現在）



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、国家公務員の給与水準を100とした場合の地方公務員の給与水準を示す指数です。  
 2 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものです。

## 2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

### (1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（平成23年4月1日現在）

#### ①一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
都留市	43.4 歳	319,200 円	378,231 円	339,566 円
山梨県	43.2 歳	335,675 円	415,536 円	373,791 円
国	42.3 歳	327,205 円	397,723 円	— 円
類似団体	44.2 歳	333,834 円	403,226 円	365,620 円

#### ②技能労務職

区分	公務員					民間			参考
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額(A)	平均給与月額(国ベース)	対応する民間の類似職種	平均年齢	平均給与月額(B)	A/B
都留市	48.3 歳	18 人	265,800 円	285,872 円	273,216 円	—	—	—	—
うち用務員	56.2 歳	6 人	267,300 円	270,916 円	268,383 円	用務員	53.9 歳	213,733 円	1.27
うちその他	44.4 歳	12 人	265,000 円	293,351 円	275,600 円	—	— 歳	— 円	—
山梨県	49.3 歳	168 人	334,046 円	386,049 円	359,815 円	—	—	—	—
国	49.5 歳	3,689 人	283,862 円	321,662 円	—	—	—	—	—
類似団体	48.3 歳	25 人	281,134 円	314,223 円	295,536 円	—	—	—	—

区分	参考		
	年収ベース(試算値)の比較		
	公務員(C)	民間(D)	C/D
都留市	—	—	—
うち用務員	4,302,792 円	3,013,200 円	1.43
うちその他	— 円	— 円	—

※民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用しています。(平成18～20年の3ヶ年平均)

※技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではありません。

※年収ベースの「公務員(C)」及び「民間(D)」のデータは、それぞれ平均給与月額を12倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値です。

### (2) 職員の初任給の状況（平成23年4月1日現在）

区分		都留市	山梨県	国
一般行政職	大学卒	172,200 円	178,800 円	172,200 円
	高校卒	140,100 円	144,500 円	140,100 円
技能労務職	高校卒	137,200 円	146,700 円	137,200 円
消防職	大学卒	172,200 円	— 円	— 円
	高校卒	140,100 円	— 円	— 円

### (3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況（平成23年4月1日現在）

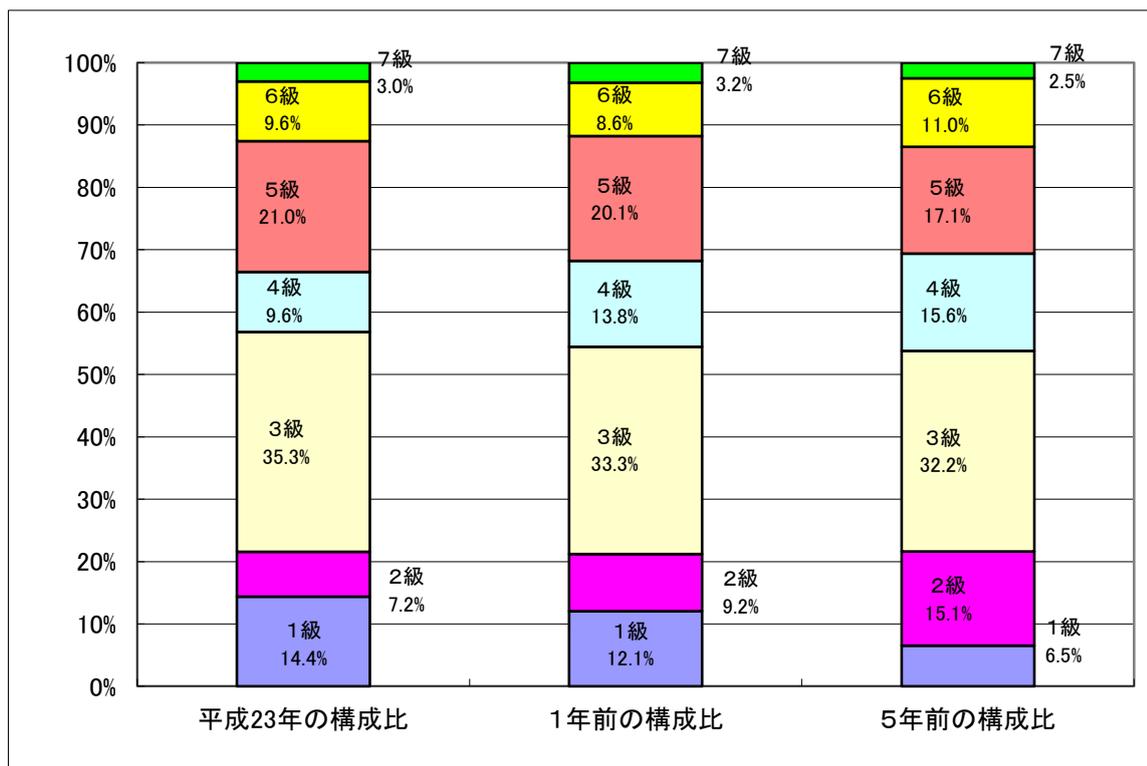
区分		経験年数10年	経験年数15年	経験年数20年
一般行政職	大学卒	276,200 円	316,400 円	366,500 円
	高校卒	214,600 円	288,000 円	326,500 円
技能労務職	高校卒	253,900 円	270,400 円	272,800 円

### 3 一般行政職の級別職員数等の状況

#### (1) 一般行政職の級別職員数の状況（平成23年4月1日現在）

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比
1 級	主事	24 人	14.4 %
2 級	主任	12 人	7.2 %
3 級	主査・副主査	59 人	35.3 %
4 級	副主幹	16 人	9.6 %
5 級	主幹・課長補佐	35 人	21.0 %
6 級	課長	16 人	9.6 %
7 級	部長	5 人	3.0 %

- (注) 1 都留市の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数です。  
 2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務です。



- (注) 平成18年に9級制から7級制に変更しています。（旧給料表の1級及び2級並びに4級及び5級をそれぞれ統合）

#### (2) 昇給への勤務成績の反映状況

現在、給与構造改革に基づく人事評価システムについては構築中であり、経過措置として勤務状況評価（総合評価）結果及び内申により昇給号給数を決定しています。

#### 4 職員の手当の状況

##### (1) 期末手当・勤勉手当

都 留 市	山 梨 県	国
1人当たり平均支給額(22年度) 1,287 千円	1人当たり平均支給額(22年度) 1,572 千円	1人当たり平均支給額(22年度) — 千円
(22年度支給割合) 期末手当 2.6 月分 勤勉手当 1.35 月分 (1.45) 月分 (0.65) 月分	(22年度支給割合) 期末手当 2.6 月分 勤勉手当 1.35 月分 (1.45) 月分 (0.65) 月分	(22年度支給割合) 期末手当 2.6 月分 勤勉手当 1.35 月分 (1.45) 月分 (0.65) 月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算5~20%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算5~20% ・管理職加算10~25%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算5~20% ・管理職加算10~25%

(注) ( )内は、再任用職員に係る支給割合です。

【参考】勤勉手当への勤務実績の反映状況（一般行政職）

給与構造改革に基づく人事評価システムの構築中であり、経過措置として一律の支給割合により支給しています。

##### (2) 退職手当（平成23年4月1日現在）

都 留 市	国
(支給率) 自己都合 勤続・定年	(支給率) 自己都合 勤続・定年
勤続20年 23.50 月分 30.55 月分	勤続20年 23.50 月分 30.55 月分
勤続25年 33.50 月分 41.34 月分	勤続25年 33.50 月分 41.34 月分
勤続35年 47.50 月分 59.28 月分	勤続35年 47.50 月分 59.28 月分
最高限度額 59.28 月分 59.28 月分	最高限度額 59.28 月分 59.28 月分
その他の加算措置 定年前早期退職特例措置(2~20%加算)	その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 (2~20%加算)
1人当たり平均支給額 3,819 千円 26,325 千円	

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、23年度に退職した職員に支給された平均額です。

(3) 特殊勤務手当（平成22年4月1日現在）

支給実績(22年度決算)		180,960 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(22年度決算)		870,000 円	
職員全体に占める手当支給職員の割合(22年度)		48.0 %	
手当の種類(手当数)		19	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
環境手当	地域振興課環境保全室	公害物件の除去作業、犬猫の捕獲並びに浄化槽の点検作業	日額500円
水道事業事故待機手当	水道課	勤務を要しない日、休日及び勤務時間に待機	半日1,000円、1夜(午後5時15分から翌日午前8時30分まで)1,000円
救急業務手当	消防署	救急業務に従事(救急救命士資格者を除く)	1件200円
		救急業務に従事した救急救命士資格者	1件500円
火災出動手当	消防署	火災の消化作業に従事	1件500円
医師診療手当	市立病院・老健医師	市立病院及び老健に勤務する医師	月額200,000円～600,000円で市長が定める額
研究手当	市立病院・老健医師	市立病院及び老健に勤務する医師	月額50,000円～100,000円で市長が定める額
薬剤手当	市立病院・老健薬剤師	薬剤の取扱いに従事	月額12,000円～15,000円で市長が定める額
看護手当	市立病院・老健看護師、准看護師	看護業務に従事	月額15,000円
夜間看護手当	市立病院・老健看護師、准看護師	深夜において4時間以上看護業務に従事	1回4,000円
		深夜において2時間以上4時間未満看護業務に従事	1回3,000円
		深夜において2時間未満看護業務に従事	1回2,200円
放射線取扱手当	市立病院放射線技師	放射線及び診療エックス線取扱い業務に従事	月額20,000円
臨床検査手当	市立病院臨床検査技師	臨床検査業務に従事	月額12,000円
透析作業手当	市立病院臨床工学技師	透析業務に従事	月額12,000円
理学・作業療法手当	市立病院・老健理学療法士	理学・作業療法に従事	月額15,000円
管理栄養手当	市立病院管理栄養士	市立病院に勤務する管理栄養士	月額10,000円
待機手当	市立病院	医師、看護師、准看護師、技師で勤務を要しない日、休日及び勤務時間外に待機	1日1,000円 半日500円 1夜1,500円
介護手当	老健・市立病院介護福祉士	介護業務に従事	月額10,000円
夜間介護手当	老健介護福祉士	深夜において4時間以上介護業務に従事	1回3,000円
		深夜において2時間以上4時間未満介護業務に従事	1回2,500円
不快手当	市立病院・老健看護師、准看護師	死後の処置に従事	1件1,500円
不快手当	福祉事務所	行旅病人、同死亡人、変死人処理に従事	死亡人1件につき夜間4,000円、昼間2,000円 病人1件につき300円

(4) 時間外勤務手当（普通会計決算）

支給実績(22年度決算)	61,468 千円
支給職員1人当たり平均支給年額(22年度決算)	392 千円
支給実績(21年度決算)	76,466 千円
支給職員1人当たり平均支給年額(21年度決算)	506 千円

(5) その他の手当 (平成23年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (22年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (22年度決算)
扶養手当	配偶者13,000円、その他6,000円	同じ		46,227 千円	247,203 円
住居手当	借家の場合、家賃が12,000円を超えたとき支給し、家賃に応じて最高27,000円。	同じ		17,100 千円	300,000 円
通勤手当	交通機関利用の場合、運賃55,000円までは全額支給。自動車等の使用者は、通勤距離に応じて支給。5Km以下2,900円、5～8Km以下4,700円、8～10Km以下5,800円、10～12Km以下7,000円、12Kmを超える場合1Kmごとに580円を加算。	一部異なる	自動車使用の場合の距離区分及び支給額。例: 5Km以下2,000円、10Km以下4,100円	19,440 千円	60,000 円
管理職手当	管理又は監督の地位にある職員へ給料月額100分の4～18の範囲で支給。	異なる	給料月額の100分の8～25の範囲で支給。	19,690 千円	703,214 円
夜間勤務手当	正規の勤務時間として午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務する職員に、勤務1時間について、勤務1時間当たりの給与額の100分の25を支給。	同じ		17,400 千円	139,200 円

5 特別職の報酬等の状況 (平成23年4月1日現在)

区分	給料	料	月	額	等
給料	市長	754,400	円	(参考)類似団体における最高/最低額	
		( 770,800	円)	989,000 円/	612,500 円
給料	副市長	601,600	円		
		( 608,000	円)	816,000 円/	512,000 円
報酬	議長	380,000	円	528,000 円/ 310,000 円	
		( 円)			
	副議長	355,000	円	462,000 円/ 275,000 円	
報酬		( 円)			
	議員	345,000	円	431,000 円/ 255,000 円	
期末手当	市長	(22年度支給割合)			
	副市長	3.85 月分			
期末手当	議長	(22年度支給割合)			
	副議長	2.95 月分			
退職手当	市長	(算定方式)		(1期の手当額)	(支給時期)
	副市長	給料月額へ勤務月数を乗じた額の100分の50		18,499,200	退職時
退職手当	副市長	給料月額へ勤務月数を乗じた額の100分の35		10,214,400	退職時

- (注) 1 給料及び報酬の( )内は、減額措置を行う前の金額です。  
 2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月)勤めた場合における退職手当の見込額です。

## 6 職員数の状況

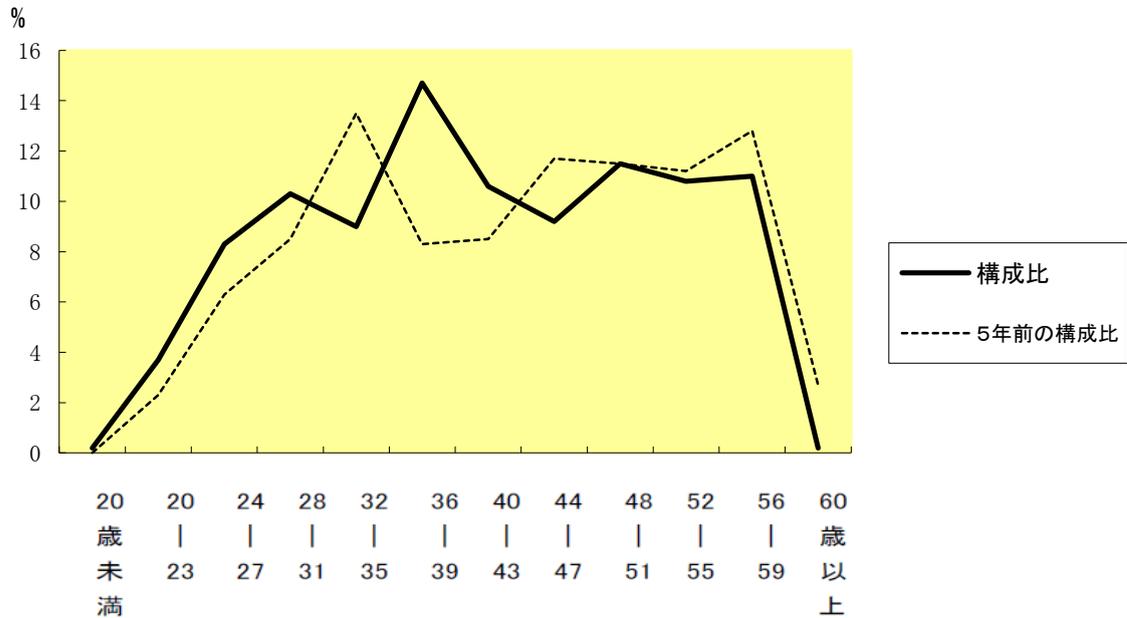
### (1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

(各年4月1日現在)

区 分 部 門		職 員 数		対前年 増減数	主 な 増 減 理 由
		平成22年	平成23年		
普通 会計 部門	議会	4	4		
	総務企画	57	55	△ 2	宝・東桂支所退職不補充
	税務	17	16	△ 1	税務課:欠員不補充
	民生	16	15	△ 1	宝保育所:人事異動により1名減員
	衛生	14	14		
	農林水産	6	5	△ 1	欠員不補充
	商工	3	3		
	土木	16	15	△ 1	基盤整備課:欠員平成23年度採用予定
	計	133	127	△ 6	【参考】人口1万人当たり職員数 39.95 人 (類似団体の人口1万人当たり職員数 57.98 人)
	教育部門	56	52	△ 4	都留文科大学の法人化による派遣職員の減員
消防部門	52	54	2	欠員補充・再任用職員(研修期間)	
小 計	241	233	△ 8	【参考】人口1万人当たり職員数 73.28 人 (類似団体の人口1万人当たり職員数 79.14 人)	
公営 企業 等 部門	病院	163	168	5	市立病院:看護部門業務増
	水道	10	11	1	水資源活用課:水道工務担当業務増による増
	下水道	5	5		
	その他	17	17		
	小 計	195	201	6	
合 計		436 [ 501 ]	434 [ 501 ]	23 [ 0 ]	【参考】人口1万人当たり職員数 136.50 人

- (注) 1 職員数は一般職に属する職員数です。  
 2 [ ]内は、条例定数の合計です。  
 3 特別行政(教育)には教育長を含んでいません。

(2) 年齢別職員構成の状況（平成23年4月1日現在）



区分	20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上	計
職員数	1人	16人	36人	45人	39人	64人	46人	40人	50人	47人	48人	1人	433人

(3) 職員の推移

(各年4月1日現在)

部門	区分	年						過去5年間の増減数(率)
		18年	19年	20年	21年	22年	23年	
一般行政	職員数	146人	146人	141人	137人	133人	127人	△19人 (△13%)
	職員数	145人	146人	143人	27人	55人	51人	△94人 (△64.8%)
消防	職員数	51人	53人	53人	53人	52人	54人	3人 (5.9%)
公営企業等会計	職員数	198人	203人	198人	196人	195人	201人	3人 (1.5%)
計	職員数	540人	548人	535人	413人	435人	433人	△107人 (△19.8%)

(注) 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。

## 7 職員数の勤務時間

### (1) 勤務時間の状況 (平成23年4月1日現在)

#### ①1週間の勤務時間

38時間45分

#### ②一般職員の勤務時間

始業時間	終業時間	休憩時間
8時30分	17時15分	12時00分～13時00分

(注)勤務場所により始業時間、終業時間が異なる場合があります。

### (2) 一般職員の年次有給休暇の使用状況

平成22年1月1日～平成22年12月31日の平均使用日数 11.3日

### (3) 育児休業及び育児のための部分休業の取得状況

(平成22年度)

	平成22年度の取得者数			平成22年度中に新たに取得可能となった職員			
	育児休業	部分休業	育児短時間勤務	育児休業等対象者数	うち育児休業取得者数	うち部分休業取得者数	うち育児短時間勤務取得者数
男性職員	-	-	-	9	-	-	-
女性職員	6 12	-	-	6	6	-	1
計	6 12	-	-	15	6	0	1

(注)「平成22年度の取得者数」欄の

上段は、平成22年度に新たに取得した者、

下段は、平成21年度以前から引き続き取得している者の人数。

### (4) 介護休暇の取得状況 (平成22年度)

要介護者の介護をするため、勤務しないことが相当であると認められる場合の休暇で、1日又は1時間を単位とします。

取得者 2人

(5) 特別休暇

特別休暇の種類	期間
1 公民権行使休暇	そのつど必要と認める期間
2 官公署出頭休暇	そのつど必要と認める期間
3 骨髄提供休暇	そのつど必要と認める期間
4 ボランティア休暇	5日以内
5 婚姻休暇	5日以内
6 妊娠中又は出産後通院休暇	別表第2に定める回数において必要と認める時間
7 分べん休暇	その分べん予定日前6週間(多胎妊娠の場合にあっては14週間、多胎妊娠以外の場合において必要があると認めるときにあっては、6週間に2週間の範囲内で必要と認める期間を加算した期間)に当たる日から分べんの日後8週間目に当たる日までの期間内
8 育児休暇	1日2回それぞれ60分以内の期間
9 配偶者出産休暇	3日以内
10 子の看護休暇	5日(その養育する小学校就学の始期に達するまでの子が2人以上の場合にあっては、10日)
11 短期の介護休暇	5日(第15条第1項に規定する日常生活を営むのに支障がある者が2人以上の場合にあっては、10日)以内
12 忌引	別表第3に定める期間内において必要と認める期間
13 父母の祭日休暇	1日。ただし、遠隔の地に赴く必要のある場合には、実際に要した往復日数を加算することができる。
14 男性職員の育児参加休暇	5日以内
15 夏季休暇	3日以内
16 感染症まん延防止休暇	そのつど必要と認める期間
17 住居滅失・損壊休暇	そのつど必要と認める期間
18 非常災害交通遮断休暇	そのつど必要と認める期間
19 交通機関の事故等による不可抗力休暇	そのつど必要と認める期間
20 生理休暇	そのつど必要と認める休暇。ただし、毎月2日を超えることはできない。

**8 職員の分限及び懲戒（平成22年度）**

処分の種類	処分者数	処分事由	
懲戒処分	減給	0	法令や職務上の義務に違反した場合等は処分することができる。
	訓告	0	法令や職務上の義務に違反した場合等は処分することができる。

## 9 職員のサービスの状況（平成22年度）

(1) 営利企業等の従事の状況（消防団活動等）

承認件数	77
------	----

H22は国勢調査61名

(2) 職務に専念する義務の特例に関する条例による免除の状況（消防団14名）

免除件数	24
------	----

## 10 職員の研修及び勤務成績の評定の状況

(1) 職員の研修の状況（平成22年度）

研 修 名	受講者数
山梨県市町村職員研修所等研修	79
市町村職員中央研修所等研修	1
庁内職員研修(8研修実施)	338
その他専門研修	37

(2) 勤務成績の評定の状況

勤務成績の評定結果及び各所属長からの内申を考慮し昇給区分を決定しています。

## 11 職員の福利及び利益の保護の状況

職員の健康診断の実施状況（平成22年度）

(1) 職員の健康保持増進

定期健康診断受診者数	509
人間ドッグ受診者数	134

(2) 職員福利厚生会事業

会員及びその扶養親族の相互共済、福利増進等に関する各種給付及び貸付等を行っています。この事業を行うのに必要な経費は会員の会費、市の負担金(会費1/2)及びその他の収入により賅われています。

福利厚生事業費	9,033千円
---------	---------

## 12 公平委員会の報告事項（平成22年度）

勤務条件に関する措置の要求の状況	0件
不利益処分に関する不服申立ての状況	0件

